

○石垣市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

水道部管理規程第1号

改正 平成15年3月26日水管規程第3号

平成16年3月26日水管規程第2号

平成20年4月1日水管規程第2号

平成26年3月31日水管規程第2号

平成26年11月10日水管規程第7号

平成27年3月31日水管規程第1号

令和元年8月30日水管規程第1号

石垣市水道事業給水条例施行規程(1968年水管規程第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規定は、石垣市水道事業給水条例(平成10年石垣市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(戸数と世帯)

第2条 給水使用者の戸数は、1世帯をもって1戸とする。

(給水装置の構成及び付属用具)

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、量水器及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓ばこ、メーターばこ、その他付属用具を備えなければならない。

(受水タンクの装置)

第4条 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要ある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

(受水タンク以下の装置)

第5条 条例第24条第2項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

(2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用が異なるとき。

2 受水タンク以下の装置に量水器を設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

3 前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

6 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て条例第10条第1項に規定する管理者が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。

7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(給水装置新設等の申込)

第6条 条例第6条第1項に規定する給水装置の新設、増設、改造の申込みは、「給水装置工事申込書及び設計書」の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書の提出)

第7条 条例第6条第2項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号の一に該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の「給水管所有者分岐同意書」(給水装置工事申込書及び設計書)

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の「土地家屋使用承諾書」(同上)

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の「誓約書」

(届出)

第8条 給水装置工事の申込人は、申込の内容を変更し、又は工事の取消をしようとするときは、

遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(平26水管規程7・一部改正)

(給水申込の拒否)

第9条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、給水装置新設の申込を拒否することができる。

- (1) 給水装置申込者の地域が配水管の布設計画に含まれず、又は後年次の地域である場合
- (2) 正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合
- (3) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合

2 前項第1号の場合、申込者において配水管を給水装置としてその費用を負担するときはこの限りではない。

(平26水管規程7・一部改正)

(給水装置の所有権の移転)

第10条 給水装置の所有権の移転をなしたときは、前所有者に属した権利義務を合わせて継承したものとみなす。

(開発等の事前協議)

第11条 条例第8条の協議は、「開発給水協議書」の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水装置使用材料)

第12条 管理者は、条例第10条第2項に定める設計審査、材料確認審査又は工事検査において、石垣市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(メーターの設置位置等)

第13条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第14条 条例第24条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個と

する。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。
- 3 メーターの設置については、メーターの前後に同口径の給水管を取付けることを原則とし、メーターは、上流側にメーター口径の10倍以上、下流側に10倍以上の直管部を設けなければならない。

(危険防止の措置)

第15条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する措置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水の申込)

第16条 条例第21条に規定する給水の申込みは、「水道使用異動届」の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第17条 条例第22条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、「代理人(選定・変更)届」により行う。

(平20水管規程2・一部改正)

(メーターの損害弁償)

第18条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又はき損したときは、「メーター(亡失・き損)届」を管理者に届出なければならない。

- 2 管理者は、条例第25条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価額を考慮して弁償額を定めるものとする。

(平20水管規程2・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第19条 条例第26条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、「水道使用異動届」の提出をもって行う。

- (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、「給水装置(口径・用途)変更届」の提出をもって行う。
- (3) 消火演習に私設消火栓を使用するときは、「私設消火栓演習使用届」の提出をもって行う。
- (4) 給水装置所有者に変更があったとき、又は量水器設置場所に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」又は「量水器移設申請書」の提出をもって行う。
- (5) 消火栓を消火に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(平20水管規程2・平26水管規程2・一部改正)

(給水装置及び水質検査の請求)

第20条 条例第29条第1項の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

(料金等の納入期限)

第21条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量及び用途の認定基準等)

第23条 条例第34条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があつたときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があつた期間の使用水量を認定する。
- (2) メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日をこえないときは、その2分の1の水量とする。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前2ヶ月の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。
- (4) 条例第34条第3号の規定による用途の認定は、料率の高い方による。

(工事負担金を伴う給水の申込)

第24条 条例第40条第1項の規定による給水の申込みは、「給水条例第40条の規定による給水申込み」の提出をもって行う。

(工事負担金の額の決定等)

第25条 管理者は、条例第40条第1項の規定による給水申込みを受け、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次条の規定により工事負担金の額を決定し、「給水受諾通知書」により当該申込者に通知するものとする。

2 申込者は、前項の通知を受けたときは、管理者の指定する日までに前項の工事負担金の全額を納入しなければならない。ただし、管理者が特に理由があると認めるときは、分納することができる。

3 申込者が第1項の工事負担金を管理者の指定する日までに納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

4 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、管理者が配水管等の設置工事に着手する前に申込者が当該申込みを取り消したときは、この限りではない。

(工事負担金の額の算定)

第26条 条例第40条第2項に規定する工事負担金の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1) 工事に要する費用

ア 工事請負費

イ 路面復旧費

ウ 設計監督費

エ 諸経費

(2) その他の費用

2 前項各号に規定する費用は、次の各号により積算する。

(1) 工事請負費及び路面復旧費は、管理者が別に定める設計単価表により算出した額

(2) 設計監督費は工事請負費及び路面復旧費の合計額に100分の10以内で管理者が別に定める率を乗じて得た額

(3) その他の費用は、石垣市が給水に応ずるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用

(料金等の軽減又は免除)

第27条 条例第42条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号の一に該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。

(1) 生活保護法の規定により保護を受ける者の加入金

(2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(3) 不可抗力による漏水に起因する料金

(4) その他、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、「水道事業納付金減免申請書」の提出を

もって行う。

- 3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(定例日)

第28条 条例第33条の規定による定例日は、毎月1日から25日までの間に設けるものとする。

(料金等の督促又は給水停止予告)

第29条 料金、手数料、工事費、修理費その他納付すべき金額を納期限までに完納しない場合においては、納期限後30日以内に督促状又は給水停止予告を発しなければならない。

- 2 督促状又は給水停止予告に指定する期限は、その発送の日から30日以内とする。
- 3 督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(平26水管規程7・平27水管規程1・一部改正)

(第三者の異議に対する責任阻却)

第30条 給水装置の設置又は管理に関し、第三者の異議があっても市は、その責を負わない。

(平26水管規程7・一部改正)

(賠償責任)

第31条 市において施行する給水工事のため申込者側所有物に損害を生じても、市はその責を負わない。ただし、市の重大な過失による場合は、この限りではない。

(措置命令)

第32条 条例43条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(水道使用上の注意)

第33条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第34条 条例第53条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りではない。

(1) 小規模貯水槽水道は、次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、定期的に、管理者が認める者により行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認め

たときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

2 前項に定める水槽の掃除及び給水栓における水質検査等の費用は設置者の負担とする。

(平15水管規程3・追加、平16水管規程2・一部改正)

(諸手続)

第35条 小規模貯水槽水道の管理等に関し設置の届出等必要な手続きは、管理者が別に定める。

(平15水管規程3・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規程の施行の際、旧規程の規定によってなした届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によってなしたものとみなす。

附 則(平成15年水管規程第3号)

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成16年水管規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年水管規程第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年水管規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年水管規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年水管規程第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

(表)

給水装置工事申込書及び設計書

課長	係長	係	受付	業務係	係	水道番号	用冊番号	用途	種別	・新設 ・増設 ・改造		
審査								・一般用 ・営業用 ・臨時				
検査				・各戸検針() ・連合専用()	・住宅() ・店舗() ・アパート()	・事務所() ・その他()			排水放流先 ・公共下水道 ・浄化槽			
受付	番号	第	号	部 納 入 金	加入金	設計審査手数料	工事検査手数料					
	平成	年	月		日	口径	mm					
検査	平成	年	月		日		円		円			
完成	平成	年	月	日		円		円				
メータ	口径	mm	指数	m ³	受水槽	高置水槽	簡専水	地下水	雨水	m ³ m ³ m ³ m ³ m ³		
申請者	石垣市長 殿					給水装置設置場所及び使用者						
	石垣市水道事業給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の事項を下記指定給水装置工事業者に委任し、工事の申請をします。					住所						
	住所 フリガナ 氏名 Tel					ビル名称						
	フリガナ 氏名 Tel					フリガナ 使用者名 Tel	印					
指定給水装置	住所					主任技術者						
	商号					登録番号						
	代表者					主任技術者						
	Tel					氏名	印					
利害関係人承諾書					見取図							
当該工事の施工に同意し、水道部には一切迷惑をかけません。												
分岐承諾												
住所												
氏名	印											
土地 使用 承諾												
住所												
氏名	印											
住所												
氏名	印											
家屋 使用 承諾					確認通知書番号	第	号	年月日				
住所					建築物	延面積	m ²	地上	階	地下	階	造
氏名	印				旧水道番号	廢栓の確認			譲渡幹線番号 No.			
住所					冊番号	済・不明			印			
氏名	印											

第1号様式

(裏)

平面図

横断面図

第2号様式(第7条第3号関係)

部 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

誓 約 書

石垣市長 様

年 月 日

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

給水装置工事の場所

石垣市

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

第3号様式(第11条第1項関係)

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給 水 場 所
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称
- 3 開 発 目 的
(○で囲む)
 - 1 宅地造成による土地分譲
 - 2 宅地造成及び分譲住宅建築
 - 3 その他()
- 4 開発事業の概要
開 発 区 域 m²
計 画 地 盤 高 最高 m、最低 m
区 画 数 区画
- 5 開発事業の予定時期
着工 年 月
完成 年 月
- 6 給 水 希 望 年 月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添 付 書 類
 - (1) 位置図 S=1/10,000
 - (2) 計画平面図 S=1/1,000~1/2,500
 - (3) 配水管布設計画平面図
 - (4) その他必要書類(道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付)

第4号様式(第11条第2項関係)

年 月 日

申請者 様

石垣市長 印

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 適……………別紙給水協定書の締結を条件として同意します。

2 否

(理由)

第4号様式 別紙

給 水 協 定 書

石垣市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
は、乙が施行する にかかる給水について、次のとおり協定する。

(給水計画)

第1条 甲は、乙が施工する次の事業にかかる給水について同意する。

- (1) 事業の名称
- (2) 所在地 石垣市
- (3) 開発区域面積 m^2
- (4) 区画数 区画

(給水施設)

第2条 乙は、当該団地の給水施設及び給水施設工事を実施するにあたっては、石垣市給水条例並びに石垣市指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設(既設配水管 ϕ m/m)より ϕ m/m 給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施設計)

第4条 乙は、前条の給水施設の実施設計にあたっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着工届、工程表、使用材料承認願いを提出しなければ着手してはならない。

(事業費)

第6条 事業に要する費用(以下「事業費」という。)は、金 円(消費税相当額を含む。)とする。

(負担金)

第7条 乙は、事業費全額を負担する。

2 前項の規定により乙が負担する負担金(以下「負担金」という。)の額は、前条の事業費に対する工事請負契約書に基づく精算額によるものとする。

(事業計画の変更)

第8条 甲又は乙は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙協議の上変更を行うものとする。

(負担金の支払方法)

第9条 乙は、第6条の事業費の内 円を工事請負契約締結前に甲の定める日時までに石垣市水道事業会計に支払うものとする。

2 第7条第2項の精算額から前項の金額を除いた残額は工事完了後支払うものとするが、当該工事が平成 年 月 日までに完了する見込のない場合は、平成 年 月 日までに負担金残額を全額支払うものとする。

(工事執行の取消及び給水の停止)

第10条 前条の負担金の支払義務の不履行の場合は、水道施設工事の執行の取消及び給水の停止を行っても異議のないものとする。

(資料の提出等)

第11条 乙は、必要があると認めるときは、甲に対して、事業に関して資料の提出若しくは報告を求め、又は乙の社員の現地立入調査を求めることができる。

(決算書の提出)

第12条 甲は、事業が完了したときは、速やかに事業費及び負担金について決算を行い、決算書を乙に提出する。

(負担金等の額の確定及び精算)

第13条 乙が、前条に規定する決算書の提出を受けたときは、当該決算書に基づき、甲乙協議して事業費及び負担金の額を確定し、負担金について精算を行う。

(工事の監督及び検査)

第14条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 甲は、工事が竣工した場合には、すみやかに甲に竣工届を提出し、竣工の検査を受けなければならない。甲は、当該団地の給水施設工事の竣工届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第15条 甲は、当該事業の給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部φ m/m管布設法面管路敷地(幅員3.0m)を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第16条 甲は、当該事業の給水について、第7条第2項の竣工検査及び第6条にかかる工事負担金が納入された日から給水を開始する。

(かし担保)

第17条 乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、年間、工事目的物のかし担保する責めを負う。

(1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物、その他土地の工作物又は地盤のかし……………2年

(2) 前号に掲げるかし以外のかし……………1年

(協定書の効力)

第18条 本協定は、締結の日から2カ年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(補則)

第19条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲：石垣市浜崎町3—2—2

石垣市水道事業

石垣市長

印

乙：

第5号様式(第16条、第19条第1号関係)

部 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

メーター検針簿	・ ・ ・ 印
メーター台帳	・ ・ ・ 印

水道使用異動届

年 月 日

石 垣 市 長 様

届をしたいものに○印を附してください		1 給水開始(名義変更) 2 使用廃止(名義変更) 3 使用一時中止(休水)																
給水装置の場所		石垣市																
使用者のお名前		フリガナ 印 (電話)	<table border="1"> <tr> <td>検針巡回コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉開栓日</td> <td>月 日 印</td> </tr> <tr> <td>用途別</td> <td>一般用、 営業用、 臨時用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">メーター</td> <td>内容</td> <td>新 ・ 旧</td> </tr> <tr> <td>口径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>指針</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付 取外</td> <td>・ ・ ・ ・</td> </tr> </table>	検針巡回コード		閉開栓日	月 日 印	用途別	一般用、 営業用、 臨時用	メーター	内容	新 ・ 旧	口径	mm	指針		取付 取外	・ ・ ・ ・
検針巡回コード																		
閉開栓日	月 日 印																	
用途別	一般用、 営業用、 臨時用																	
メーター	内容	新 ・ 旧																
	口径	mm																
	指針																	
	取付 取外	・ ・ ・ ・																
届けた方のお名前		印																
○ 給水開始をする方の記入欄	前の使用者のお名前																	
	水道を使いたい日	月 日() 時																
○ 使用を廃止する方の記入欄	料金支払い方法	口座引き落とし、現金払い																
	転出先 水道使用をやめたい日	月 日() 時																
○ 使用を一時中止する方の記入欄	料金精算方法	現金、口座引き落とし																
	水道使用を一時中止したい日	月 日() 時																
○ 名義変更または変更する管理人の記入欄	新しくしたい方のお名前	フリガナ																
	いままでの方のお名前																	
	理 由																	
給水装置所有者氏名		電話 ー 番																

第6号様式(第17条関係)

代理人(選定・変更)届

受付 号 年 月 日

石垣市水道事業
石垣市長

様

施設課長	課長補佐	係 長	係 員

申請者 住所
(所有者) 氏名
(署名もしくは記名押印)
電話

次のとおり、代理人を(選定・変更)しましたので届け出ます。

給水装置所在地	石垣市
代理人の住所	石垣市
代理人の氏名	印
電話番号	

備考

届出人住所
氏名
(署名もしくは記名押印)
電話

確認月日 年 月 日 印

総務課長	課長補佐	業務係長	係 員	受 付

第7号様式(第18条関係)

メーター(亡失・き損)届

受付 号 年 月 日

石垣市水道事業
石垣市長

様

施設課長	課長補佐	係 長	係 員

申 請 者 住所
(所有者) 氏名
(署名もしくは記名押印)
電話

次の理由により、保管使用中のメーターを(亡失・き損)しましたのでお届けします。
なお、損料については直ちに弁償いたします。

給水装置所在地	備 考
メーター番号	
メーター口径	

理由

.....

.....

.....

.....

届 出 人 住所
(指定事業者) 氏名 印
電話

取替確認月日 年 月 日 印

総務課長	課長補佐	業務係長	係 員	受 付

第8号様式(第19条第2号関係)

給水装置(口径・用途)変更届

受付 号 年 月 日

石垣市水道事業
石垣市長

様

施設課長	課長補佐	係 長	係 員

申請者(所有者) 氏名 印

給水装置使用者 住所

氏名 印

電話

次のとおり給水装置の(口径・用途)を変更したいので届け出ます。

給水装置所在地	石垣市	
給水装置用途	新	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 臨時用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 共用
	旧	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 臨時用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 共用
メーター口径	新	<input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 100
	旧	<input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 100
メーター番号		
変更時指針	m ³	
変更理由(備考)	_____	

※口径変更の場合は、届出人は指定事業者であること。

届 出 人 氏名

電話

変更確認月日 年 月 日 印

総務課長	課長補佐	業務係長	係 員	受 付

第9号様式(第19条第3号関係)

部 長		課 長		課 長 補 佐		係 長		係 員		無収水量 認定簿	. . .印
--------	--	--------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	-------------	--------

私設消火栓演習使用届

年 月 日

石垣市長 様

消火栓使用者 住 所
氏 名 印

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	石垣市
消火栓の種別	地上式、地下式
演習使用日時	月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水量 m^3

第10号様式(第19条第4号関係)

給水装置所有者変更届

受付 号 年 月 日

石垣市水道事業
石垣市長

様

施設課長	課長補佐	係長	係員

申請者 住所
(所有者) 氏名 印
電話

次のとおり、給水装置の所有者を変更したので届け出ます。

フリガナ		<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> その他の変更理由
譲渡人	印	
フリガナ		
譲受人	印	

給水装置所在地		備考
メーター番号		
メーター口径		

※売買の場合は契約書の写し等、所有者変更の確認ができる書類を添付すること。

届出人氏名

電話

変更確認月日 年 月 日 印

総務課長	課長補佐	業務係長	係員	受付

第11号様式(第19条第4号関係)

量水器移設申請書

受付 号 年 月 日

石垣市水道事業
石垣市長

様

施設課長	課長補佐	係 長	係 員

申請者 住所
(所有者) 氏名
(署名もしくは記名押印)
電話

次のとおり、量水器を移設したいので申請します。

移設前所在地	
移設後所在地	

メーター番号		備 考
メーター口径		
移設前指針	m ³	

※担当者チェック

水栓番号		⇒	
------	--	---	--

届出人 住所
(指定事業者) 氏名 印
電話

移設確認月日 年 月 日 印

総務課長	課長補佐	業務係長	係 員	受 付

第12号様式(第19条第5号関係)

部 長		課 長		課 長 補 佐		係 長		係 員		無収水量 認定簿	年 月 日
--------	--	--------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	-------------	-------

No. _____

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

石垣市長 様

住 所
氏 名 印

消防用として下記のとおり水道を使用したのをお届けいたします。

記

火 災 発 生	日 時					
	場 所	石垣市				
使 用 し た 消 火 栓						
場 所	栓 数	時	間	水 量	摘 要	
		自午 至午	時 分 時 分 分間	m ³		
		自午 至午	時 分 時 分 分間			
		自午 至午	時 分 時 分 分間			
計		時間 分		m ³		

第13号様式(第20条関係)

部		課		課長補佐		係		係	
長		長				長		員	

給 水 装 置
水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

石垣市長 様

住 所
請求者
氏 名 印

給水装置
次の理由により 水の検査を請求いたします。
水 質

- 1 給水装置の場所
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入して下さい。)

給水装置
(注) について該当する箇所を○で囲んで下さい。
水 質

第14号様式(第24条関係)

石垣市給水条例第40条の規定による給水申込書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>				
石垣市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 _____</div> 申込者 (フリガナ) _____ 氏 名 _____ 印				
次のとおり石垣市給水条例第40条の規定(工事負担金)による給水を申し込みます。				
給 水 場 所	石垣市			
使 用 予 定 水 量	1日	立方メートル		
使用開始予定年月	年	月		
給 水 方 式				
開 発 行 為 許 可 建 築 確 認 番 号	第 号			
建 設 計 画 内 容	種 別	建 設 戸 数 又 は 床 面 積	使 用 人 数	備 考
	一 般 住 宅	(戸) (m ²)	(人)	
	事 務 所、店 舗			
	工 場			
	そ の 他 の 施 設			
(注意) 関係図書を添付して下さい。				

第15号様式(第25条関係)

給 水 受 諾 通 知 書

年 月 日

様

石垣市長

印

年 月 日あなたがされた石垣市給水条例第40条の規定による次の給水申し込みについては、工事負担金 円を 年 月 日までに納入することを条件として、受諾します。

1 給 水 場 所

2 給水予定水量 1日 立方メートル

特 記 事 項

第16号様式(第27条第2項関係)

部		課		課長補佐		係		係	
長		長				長		員	

水 道 事 業 納 付 金 減 免 申 請 書

年 月 日

石垣市長 様

住 所
氏 名

石垣市給水条例第42条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)していただきたく下記のとおり申請します。

記

- 1 水道納付金の種類
- 2 軽減(免除)を受ける前の金額
- 3 軽減(免除)の申請額
- 4 申請の理由

第17号様式(第32条関係)

(表)

		年	月	日
給水装置の管理義務違反に関する指示書				
給水装置の 使用者氏名 又は 給水装置の 所有者氏名	様			
			石垣市長	印
石垣市給水条例第43条の規定に基づき、次のとおり指示します。				
1	給水装置の設置場所			
2	措置指示事項			

(裏)

石 垣 市 給 水 条 例 抜 粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第28条 水道使用者等は、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 管理者は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置の検査等)

第43条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第45条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第33条の使用水量の計量、又は第43条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設を連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第7条第3号関係)

第3号様式(第11条第1項関係)

第4号様式(第11条第2項関係)

第5号様式(第16条、第19条第1号関係)

第6号様式(第17条関係)

(平20水管規程2・全改、令元水管規程1・一部改正)

第7号様式(第18条関係)

(平20水管規程2・全改、令元水管規程1・一部改正)

第8号様式(第19条第2号関係)

(平20水管規程2・全改)

第9号様式(第19条第3号関係)

(平26水管規程2・一部改正)

第10号様式(第19条第4号関係)

(平20水管規程2・全改)

第11号様式(第19条第4号関係)

(平20水管規程2・追加、令元水管規程1・一部改正)

第12号様式(第19条第5号関係)

(平20水管規程2・旧第11号様式繰下・全改)

第13号様式(第20条関係)

(平20水管規程2・旧第12号様式繰下・全改)

第14号様式(第24条関係)

(平20水管規程2・旧第13号様式繰下・全改)

第15号様式(第25条関係)

(平20水管規程2・旧第14号様式繰下・全改)

第16号様式(第27条第2項関係)

(平20水管規程2・旧第15号様式繰下・全改)

第17号様式(第32条関係)

(平20水管規程2・旧第16号様式繰下・全改)